信濃川水系北信圏域河川整備計画(原案)に対して公聴会で住民から頂いた意見及び回答

| | <u> </u> | | |
|----|--|---|--------------|
| 番号 | 住民の皆様から頂いたご意見 | 回答 | 案(案)の 該当頁 |
| 治水 | | | |
| 1 | についても早急に整備計画を策定していただきたい。 | 北信圏域内における千曲川以外の河川の整備については、整備計画案の冒頭に記載しているとおり、現在、調査、検討中であり、今後速やかに本河川整備計画に位置付けてまいります。 | 冒頭 |
| 2 | 中条川では昨年9月に土石流が発生し、現在砂防施設の建設・修繕等の対策が行われているが、この砂防等の工事では対象とされない範囲については、河川整備計画を策定し対策を進めていく必要があり、早急に中条川の計画を策定されたい。中条川土石流による千曲川、中条川の現状と課題の把握がどこまで進んでいるのかを本計画において明記する必要がある。 | | |
| 3 | 砂防堰堤の下流では土砂の流下が抑止されていることから、河床ならびに 法面の洗掘・浸食が著しく発生する現状がある。栄村青倉集落では、中条 川に面した土砂災害計画区域に指定されている箇所があるが、中条川の洗 掘・浸食によって斜面崩壊する危険が生じている。早期に河川整備計画に 盛り込んでいただきたい。 | | |
| | 千曲川の最大の課題は、水系一貫の管理から外れ、大臣管理区間と長野県管理区間に分かれていることだと思います。 直轄編入の問題については、ご努力いただいているところですが、更なる ご努力をお願いしたい。 | 理をはじめ、洪水時の災害対応等を適時・的確に実施するため、「水系一 | _ |
| 5 | | 水系一貫となって、災害防止・被害最小化を図る観点から、上下流、本支川のバランスを確保し、大臣管理区間や下流の新潟県と連携を図りつつ、水系全体として段階的に治水安全度の向上を図る必要があることから、第2章第3節に記載のとおり、関係する河川管理者と調整を鋭意進め、早期の効果が発現するよう事業を実施してまいります。 | P21 |
| 6 | 近年の千曲川は土砂等の含有率が毎年減り、流れの比重が軽くなり、流れ下る力が弱まり、流速が落ちることから、洪水時には、流量が少ない割に水位が高くなる現象が起きている。原因は上流に砂防ダムが年々増加していることが主因と考える。また、河川内の樹木や草木の繁茂も助長していると考えられる。 | ご意見として承ります。 | _ |

| 番号 | 住民の皆様から頂いたご意見 | 回答 | 案(案)の 該当頁 |
|-------------|---|--|--------------|
| 7 | 清川の治水対策は川底の砂や石を除去するなどして水の流れをよくしていただきたい。必要であれば護岸の改修や築堤の増強等も検討していただきたい。上流に大きな砂防ダムの建設は絶対反対である。理由として①ダムには絶対の安全はない。②大きな砂防ダムは頭の上にみずがめをつくるようなもの。下流住民へ新たな不安をあたえる。 ③過去には飯山市、飯山建設事務所へ清川ダム反対を陳情した経緯がある。 | 頭に記載しているとおり、現在、調査、検討中であり、今後速やかに本河 川整備計画に位置付けてまいります。 なお、現時点で清川に砂防堰堤を建設する計画はございません。 | 冒頭 |
| | ことだが、昭和14年完成時の流下能力は5,570m3/sとされており、矛盾が生じている。平成23年の水利権更新時に長野県はどのような意見具申を行ったのか。河川管理者として独自の精査・検証を行っていただきたい。 | 平成23年9月5日に長野県より国土交通省北陸地方整備局へ水利使用(更新・変更)に関する河川法第23条及び第24条の許可(信濃川発電所)について回答しております。内容につきましては県のHPにて公表しておりますので下記URLよりご確認ください。http://www.pref.nagano.lg.jp/kasen/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kasen/documents/kasen110905.pdf | _ |
| 維持 。 | 栄村森集落では千曲川に面する崖が大きく崩れています。この崖が崩落す | 総合的な土砂管理については、第4章第2節第4項(1)に記載のとおり、総合的な土砂管理に関し、関係機関と連携し、情報共有を図りながら被害軽減に努めてまいります。 | P31 |
| 10 | 中条川の土石流により、建設重機や工事用鉄板が千曲川へ流れ出し、現在も流水中及び河岸に存在し続けています。千曲川ではラフティングが盛んに行われており、鉄板等の危険物の存在から支障をきたしております。早急な対策を行うとともに、このような案件の発生した場合の対応処置の基本方針を明記する必要があると考えます。 | が発生し、河川内に存置されておりましたが、平成26年10月末に撤去が完了しております。 | P27 |
| 11 | 堤防除草について独立した項目として本文への記載をお願いしたい。 | 堤防除草につきましては、第3章第2節第2項(2)に記載されているとおり、堤防及び護岸等の河川構造物の変状、異常の早期発見のため堤防除草を行ってまいります。 | P27 |

| 番号 | 住民の皆様から頂いたご意見 | 回答 | 案(案)の 該当頁 | | | | |
|----|--|---|--------------|--|--|--|--|
| 12 | 超過洪水対策については、水量・水位情報をリアルタイムで収集する必要がある。長野県管理区間若しくは飯山市に流量観測所の設置について検討していただきたい。また、長野県管理区間を洪水予報河川に指定していただきたい。 | 動の参考となるように水位情報を提供しています。 | P29 | | | | |
| | | 第4章第2節第2項に記載のとおり、内水被害が発生する恐れのある地域における支援として、県が所有する排水ポンプ車等を効率的に運用するとともに、国や関係機関と連携しながら、内水被害の軽減に努めてまいります。 | P30 | | | | |
| 環境 | 7K-30 | | | | | | |
| 14 | 千曲川でカヌーを楽しむ方も珍しくないため、カヌーポートの整備を進めていただきたい。 | ご意見として承ります。 | _ | | | | |
| その | 也 | | | | | | |
| 15 | 河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川の工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要については、表と写真1枚のみであるため、位置図、縦断図、横断図等を使ってわかりやすくしてほしい。附図の図面では小さくてわかりづらい。 | ご意見の趣旨を踏まえ、工事施行する4箇所の写真を本文P25に追加しました。 詳細な図面等については、事業計画及び実施段階の住民説明会等でお示し してまいりたいと考えています。 | P25 | | | | |
| | 公聴会などという堅苦しい形式ではなく、国が行っているような自由に討 論ができる雰囲気が必要であると思う。 | 今後、意見聴取の方法等について検討してまいります。 | _ | | | | |
| | 栄村箕作地先から月岡地先間での築堤計画について、地元での説明会を開催するなど、地域住民の要望を十分に計画に反映されるようお願いしたい。 | 今後、詳細な設計を進めていくにあたっては、住民説明会を開催するな ど、地域の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。 | _ | | | | |